

評価基準

① 第1次審査（書面審査）

企画提案書等を提出した事業者が3者を超える場合は、提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査（第1次審査）を実施する。

第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとする。

第1次審査を実施しない場合は、企画提案書等を提出した全事業者を第2次審査の対象とする。

評価基準（第1次審査）

評価項目	評価のポイント	評価基準	配点
企業の 実績	企業対象のデジタル媒体を活用した宣伝業務の過去5年（令和3～7年度）の契約履行 件数 ※1 契約を1件、各評価項目につき最大5件 まで	宣伝業務1件につき2点 （成果指標を設定している場合は1点加算）	15点
業務責任 者の実績			15点
地理的 条件	沖縄市に主たる事業所を有しているか （共同企業体の場合は構成員のいずれか）	5点	
合計			35点

※「企業の実績」と「業務責任者の実績」は同一業務でも差支えない。業務責任者の実績は、業務責任者又は担当者として従事した業務に限る。

※「企業の実績」と「業務責任者の実績」については、実績を証明するもの（仕様書・契約書・実績報告書等の写し）を添付すること。

※「企業の実績」について共同企業体で応募する場合は代表者（代表企業）の実績とする。

評価基準

② 第2次審査（プレゼンテーション）

評価基準（第2次審査）

書面審査

評価項目	評価のポイント	評価基準	配点
企業の 実績	企業対象のデジタル媒体を活用した宣伝業務の過去5年（令和3～7年度）の契約履行件数 ※1契約を1件、各評価項目につき最大5件まで	宣伝業務1件につき2点 （成果指標を設定している場合は1点加算）	15点
業務責任者の実績			15点
地理的 条件	沖縄市に主たる事業所を有しているか （共同企業体の場合は構成員のいずれか）	5点	
合計			35点

提案審査

評価項目	評価基準	配点
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨や目的を十分に理解しているか ・潮乃森及び中部東海岸エリアに対するポテンシャルや課題の分析、および企業の参入意欲を高めるための方針が網羅されているか 	10点
実施体制・工程	<ul style="list-style-type: none"> ・動画制作から宣伝活動及び効果測定まで一貫して行える体制を構築しているか ・業務を適正かつ確実に実施できるスケジュールであるか 	10点
提案内容 （動画制作）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の参入意欲向上につながる動画の提案となっているか ・既存のPR動画と差別化した独創的な映像表現であるか ・動画の数量や時間について、効果的な提案であるか 	15点
提案内容 （宣伝活動） ※自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・動画の視聴対象や宣伝手法について、企業に効果的に伝わる提案となっているか ・効果検証の方法について成果が可視化できる提案となっているか ・独自の宣伝媒体や宣伝回数など、提案者の優位性を感じる内容であるか 	30点
合計		65点

※「企業の実績」と「業務責任者の実績」は同一業務でも差支えない。業務責任者の実績は、業務責任者又は担当者として従事した業務に限る。

※「企業の実績」と「業務責任者の実績」については、実績を証明するもの（仕様書・契約書・実績報告書等の写し）を添付すること。

※「企業の実績」について共同企業体で応募する場合は代表者（代表企業）の実績とする。

評価基準

③ 提案者の順位の設定及び最低基準点の設定（第2次審査）

（ア）提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各委員の採点を合計した得点数が最も高い候補者を契約候補者とする。

（イ）得点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

① 評価項目「提案内容（宣伝活動）」の点数が高い者を上位とする。

② ①も同点の場合は、評価項目「提案内容（動画制作）」の点数が高い者を上位とする。

（ウ）最低基準点の設定

最低基準点は、得点数の得点率60%とする。なお、60%に満たない場合は応募が1社であっても選定を見送る。